

令和2年度～令和6年度 社会福祉法人社会・援護会 社会福祉充実計画（記入例）

※2か年度目末の残額が、当初見込みより25,000千円多くなったため、3か年度以降の事業費を増額する場合の【計画変更承認申請】時の記入例。変更箇所を赤字で加筆してください。

1. 基本的事項

法人名	社会福祉法人社会・援護会		法人番号	0123456789123				
法人代表者氏名	福祉 太郎							
法人の主たる所在地	東京都千代田区霞が関1-2-2							
連絡先	03-3595-2616							
地域住民その他の関係者への意見聴取年月日	令和2年6月10日							
公認会計士、税理士等の意見聴取年月日	令和2年6月13日 令和4年6月12日							
評議員会の承認年月日	令和2年6月29日 令和4年6月28日							
会計年度別の社会福祉充実残額の推移 (単位：千円)	残額総額 (令和元年度 令和3年度 未現在)	1か年度目 (令和2年度 未現在)	2か年度目 (令和3年度 未現在)	3か年度目 (令和4年度 未現在)	4か年度目 (令和5年度 未現在)	5か年度目 (令和6年度 未現在)	合計	社会福祉 充実事業 未充当額
	100,000 125,000 千円	76,000 千円	57,000 82,000 千円	38,000 57,000 千円	19,000 25,000 千円	0千円		0千円
うち社会福祉充実事業費(単位：千円)		▲24,000 千円	▲19,000 千円	▲19,000 ▲25,000 千円	▲19,000 ▲32,000 千円	▲19,000 ▲25,000 千円	▲100,000 ▲125,000 千円	
本計画の対象期間	令和2年8月1日～令和7年3月31日							

当初見込み57,000千円+25,000千円増加=82,000千円に変更

全体事業費の額ではなく、充実残額のみを記入する。

2. 事業計画

「2. 事業計画」以降は、充実残額を含めた事業費ベースで記入していく。「4. 資金計画」欄には、充実残額を含む財源の内訳を記入する。

実施時期	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備の有無	事業費
1か年度目	職員育成事業	社会福祉事業	既存	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修の受講費用を補助する。	無	5,000千円
	単身高齢者のくらしの安心確保事業	地域公益事業	新規	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に2回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	無	19,000千円

2ページ以降も変更箇所を赤字で記入してください。各項目間の整合性に気をつけること。

【参 考】

「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」抜粋（10. 社会福祉充実計画の変更）

なお、社会福祉充実計画は、承認申請時点における将来の社会福祉充実残額の使途を明らかにするという趣旨のものであることから、社会福祉充実残額の増減のみを理由に変更を行うことは要しないが、計画上の社会福祉充実残額と、毎会計年度における社会福祉充実残額に大幅な乖離が生じた場合には、再投下可能な事業費にも大きな影響を及ぼすことから、原則として社会福祉充実計画の変更を行うこと。

社会福祉充実計画の変更にあたって、承認を要する事項及び届出を要する事項については、具体的にはそれぞれ次表に掲げる場合とすること。

あらかじめ申請が必要
市・細則様式第 20 号

遅滞なく提出
同第 21 号

	変更承認事項	変更届出事項
事業内容 関連	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規事業を追加する場合 ○ 既存事業の内容について、以下のような大幅な変更を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> ア 対象者の追加・変更 イ 支援内容の追加・変更 ○ 計画上の事業費について、20%を超えて増減させる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存事業の内容について、左記以外の軽微な変更を行う場合 ○ 計画上の事業費について、20%以内で増減させる場合
事業実施 地域関連	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村域を超えて事業実施地域の変更を行う場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同一市町村内で事業実施地域の変更を行う場合
事業実施 期間関連	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業実施年度の変更を行う場合 ○ 年度を超えて事業実施期間の変更を行う場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同一年度内で事業実施期間の変更を行う場合
社会福祉充実 残額関連	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業費の変更に併せて計画上の社会福祉充実残額について20%を超えて増減させる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業費の変更に併せて計画上の社会福祉充実残額について20%以内の範囲で増減させる場合
その他		<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人名、法人代表者氏名、主たる事務所の所在地、連絡先を変更する場合

なお、社会福祉充実計画における事業実施期間の変更は、最大10か年度の範囲内で可能であるが、当該変更は、社会福祉充実残額の規模や地域のニーズの変化等を踏まえた上で行われるべきものであり、合理的な理由なく、単に事業実施期間を延長することは認められないこと。

※計画策定時の充実残額と毎年度算出する充実残額は誤差が発生すると思いますが、そのたびに計画変更を申請する必要はありません。ただし、大きな乖離が生じたこと等により事業内容の変更がある場合等は、上記の表を参考にあらかじめ変更承認申請、または遅滞なく変更届の提出が必要です。計画変更の場合も評議員会の承認後（通常は6月30日までに）提出することになります。変更承認申請の場合は、事業変更の実施が所轄庁の承認後になるのであらかじめ申請が必要です。